

第376次結社の自由委員会報告書（抄）
（第3051号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

【委員会の勧告】

パラグラフ704

前述の結論を得るにあたり、委員会は理事会に対して以下の勧告を承認するように求める。

- (a) 委員会は、整理解雇¹が、労働者の雇用条件及び労働条件に及ぼす影響について日本政府が労働組合組織等と事前協議を実施することの重要性を強調するとともに、労働者の職業上の利益に影響を与える事項について十分かつ率直に協議する協調的な労使関係の重要性を強調する。委員会は、日本政府が新たに設置された機関²においてこれらの原則を十分に尊重することを確保することを期待する。
- (b) 委員会は、日本政府に対して、川口氏に関する係争中の法的手続³並びに北久保氏及び中本氏によって提起された賠償訴訟⁴の結果について、情報提供を継続することを要請する。

¹ 結社の自由委員会報告書では整理解雇と記載されているが、社会保険庁職員の分限免職処分のことである。
² 結社の自由委員会報告書では日本政府が新たに設置された機関と記載されているが、日本年金機構のことである。
³ 結社の自由委員会報告書では川口氏に関する係争中の法的手続と記載されているが、川口氏が国を被告として係争中の分限免職処分取消等請求訴訟のことである。
⁴ 結社の自由委員会報告書では北久保氏及び中本氏によって提起された賠償訴訟と記載されているが、北久保氏と中本氏が国を被告として係争中の国家賠償請求のことである。